

# 相談センターニュース

**HANREPO**

## 平成25年度上半期の相続相談の状況

相談内容	件数
<b>相続登記</b>	<b>98</b>
どのような書類が必要か	30
いつまでにしなければならないか	3
費用の概算を知りたい	21
登記申請の仕方	28
その他	16
<b>遺産分割</b>	<b>279</b>
一般的な手続きの進め方	92
誰が相続人になるか	16
相続人の判断能力が低下している	20
一部の相続人が行方不明である	10
相続人が海外に在住している	1
遺産の配分方法	20
遺産の内容を教えてください	13
遺産を調査する方法	16
遺産の評価の方法	3
生前に贈与を受けた相続人の相続分	10
生前に貢献した相続人の相続分	1
家業の跡継ぎ	4
話し合いがまとまらない	55
その他	18
<b>負債の承継</b>	<b>80</b>
相続放棄をしたい	44
遺産が債務超過である	11
遺産が債務超過かどうかわからない	4
債権者から督促状が来た	9
その他	12
<b>遺言</b>	<b>85</b>
遺言を作りたい	31
遺言が出てきた	12
遺言を作ったかどうかを知りたい	0
遺言を作る費用	0
遺言と異なる遺産分割をしたい	2
遺言の内容に不満がある	12
遺言の無効を主張したい	1
遺留分の請求	14
その他	13
<b>葬式・法要・お墓</b>	<b>9</b>
葬式費用は誰が払うべきか	7
お墓は誰がみるか	1
だれが法要の費用を支払うべきか	0
その他	1
<b>相続税</b>	<b>16</b>
その他	11
総合計	578

この件数は、静岡県司法書士会が運営する「司法書士総合相談センターしずおか」に寄せられた相続に関する相談を集計したものです。

### 遺産分割に関する相談数が顕著である ～遺言を作りたいという相談も増加傾向か～

高齢社会が到来し、当センターに寄せられる相談のうち相続や遺言などに関する相談は常に一定の割合を占めています。

平成25年度上半期（平成25年4月～9月）における相続に関する相談は、遺産分割に関するものが48.3%と約半数を占め、次いで相続登記に関するものが17.0%、遺言に関するものが14.7%、負債の承継に関するものが13.8%を占めました。

最も多い遺産分割に関する相談279件のうち、一般的な手続きや条文レベルの法律知識に関する相談が多くを占めるものの、「話し合いがまとまらない」が55件と紛争に関する相談も一定数見られます。また、高齢社会を反映して「相続人の判断能力が低下している」が20件ありました。

相続登記に関する相談は、必要書類や登記申請の仕方に関する相談が半数以上を占めており、自分で登記申請をしてみたいという方が一定数いらっしゃるようです。

遺言に関する相談の約3分の1は「遺言を作りたい」という相談でした。家族関係が複雑化している現代社会で、遺言を活用しなければならない場面が増えているのかもしれない。

一方で、負債の承継に関する相談のうち約半数は「相続放棄をしたい」というもので、相続放棄のことを一般の方々もよく知っていることが分かります。

このほか、相続税法の改正により相続税の基礎控除額が引き下げられることから、相続税に関する相談も一定数寄せられており、これらについては、必要に応じて税理士等の専門家を紹介させていただいております。

### お近くの面接相談は

- 〈中部相談会場〉  
静岡県司法書士会館
- 〈西部相談会場〉  
浜松市福祉交流センター
- 〈東部相談会場〉  
三島商工会議所
- 〈天竜相談会場〉  
浜松市天竜区役所
- 〈下田相談会場〉  
下田市中央公民館
- 〈細江相談会場〉  
浜松市北区役所



### 電話による相談は

054-289-3704

平日午後2時～5時

お気軽にお電話ください

司法書士を紹介しています

※相談時間のお問合せ・ご予約は  
054-289-3700

## 特徴的な相談と対処法「遺産分割後の相続放棄」

【相談】父の遺産は、遺産分割により実家を継いだ長男がすべて相続し、他の相続人は何も相続しませんでした。ところが、父が知人の保証人になっていたようで、後日、相続人全員のもとに保証債務の請求書が届きました。私は支払いに応じなければならぬのでしょうか？

【回答】原則として、支払わなければなりません、相続放棄の手続きが認められれば、支払いを免れることができます。

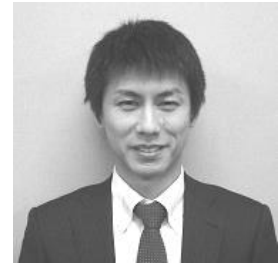
これは、負債についての遺産分割をしたとしても、債権者の同意がな

ければ債権者に主張することができないからです。債権者の同意が得られない場合は、各相続人が法定相続分に応じて負債を承継せざるを得ませんので、ご相談の場合でも支払いに応じなければなりません。

しかし、家庭裁判所に相続放棄の申述をし、これが認められれば支払義務を免れることができますので、検討してみましょう。

相続放棄は、それよりも前に相続を承認するような行為をしている場合には認められないのが原則です。

一般に、遺産分割協議は相続を承認する行為に該当すると考えられま



すので、ご相談の場合では、もはや相続放棄ができないようにも考えられます。しかし、判例では「被相続人の財産を承継することがないと信じ、信じたことに相当な理由がある場合には、相続を承認したとはみなされない」と指摘されていますので、今からでも相続放棄をすることができる可能性があります。

保証債務の支払いをする前に、専門家にご相談下さい。

## 養親が死亡。付き合いもないので親族関係を終了したい

戦前の相続は「家」の相続が主体であり、家の財産は、家長から家長へと家督相続されていきました。

戦後、民法が改正されたことにより、現在では、戦前に比べて「家」を守ろうという意識も薄まりつつありますが、それでも、かつての名残を感じさせられる相談に巡り会うこともあります。

たとえば、養親の姓（名字）を継ぐために養子になったというAさんの相談を考えてみましょう。

Aさんは、姓を承継させたいという養親の思いは大事にしつつも、血縁関係のない養親の親族（兄弟や

甥・姪）らとは付き合いがなく、養親の死亡をきっかけに、親族関係を終了させたいと考えるようになりました。

法律では、養子縁組の当事者の一方が死亡したときには、当事者の他方は、死後離縁の審判の申立てを家庭裁判所にすることができます。

裁判所の審判を得て戸籍の届けをすると、戸籍上も離縁が記録され、新たな戸籍が編成されます。ところが、このときAさんの姓は、縁組み前の姓に戻ってしまうのです。

これでは、養親の思いを遂げることができなくなってしまいますが、



このような場合でも、養子縁組から7年以上が経過している場合、離縁の届出から3ヶ月以内に養親の姓を使用することの届出をすることができます。

この手続によって、Aさんは養親の思いを実現しながらも、養親との親族関係を終了したいという自らの希望もかなえることができるわけです。

## 「HANREPO」はじめました

新企画として「相談センター半期レポート」（愛称 HANREPO）を始めました。

司法書士総合相談センターしずおかには、日々さまざまなご相談が多数寄せられていますが、中でも最も多いのは、やはり「相続」に関するご相談です。

そこで、年に2回の「HANREPO」では、半年分の相続に関するご相談を分析・報告することとしました。県民の皆さんがどのような問題にお悩みなのかを知っていただくことで、同様の問題を抱えていらっしゃる方々が相談センターを活用され、問題解決への一歩を踏み出すきっかけになるものと考えています。

相続の専門家である司法書士が、問題解決のお手伝いをします！

司法書士総合相談センターしずおか

電話相談はこちらへ！ 054-289-3704

ご相談は無料です！！

## 相談会のお知らせ！

東海税理士会静岡県支部と静岡県司法書士会は、下記のとおり、県下3会場で開催します！

## 「相続・何でも無料相談会」

日時 平成25年11月16日（土）  
13:00~17:00

会場 [中部会場]  
静岡県司法書士会会館  
[東部会場]  
Via701 1F ホール  
[西部会場]  
浜松労政会館

各会場とも、予約不要・先着順となっておりますので、直接会場にお越しください。